

これって払わなくてはいけないの？

不当請求・架空請求

なんでも 110 番

KEIRIN
00



電話相談

平成 30 年 11 月

3 日(土) 4 日(日)

午前 10 時～午後 4 時

東京

電話: 03-3400-1103

大阪

電話: 06-4790-8110

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 <http://nacs.or.jp>



後援



一般社団法人
全国消費者団体連絡会
CONSUMERS.JAPAN

近畿経済産業局 大阪府 京都府 奈良県